

家族の急な病気や、入院の看病をするために、近所の知人に預かってもらった。

自治会の行事に参加する時、同級生のお母さんに預かってもらった。

きょうだい児が進学で県外に引越をする手伝いのため、近所に住む祖母に預かってもらった。

育成会の研修会や大会に参加するため、親族に預かってもらった。

きょうだい児の学校行事に参加するため、近所に住む祖父母に預かってもらった。

冠婚葬祭、きょうだい児の学校行事等への出席、ご家族やご自身の急病時など、一時的に、障害のあるわが子を誰かに預かってもらった。

そんな時、**年間 3日間まで「愛のコミュニティバンク」**をご利用いただけます。



富山県手をつなぐ育成会

「愛のコミュニティバンク」(一時保護)のご案内



●**誰が利用できるの？** 「富山県手をつなぐ育成会」の正会員のみご利用いただけます。

●**どのように保護して (預かって) もらった時に申請できるの？**

あくまでも一時的な保護であり、1日5時間以上、保護してもらい、食事や身の回りの世話など、日常生活に必要なお世話をしてもらった時に申請できます。

(※預かった方が、同居している保護者・親族の場合には、該当しません。)

(※ショートステイや放課後等デイサービス利用は、該当しませんので申請できません。)

●**申請すると、どうなるの？**

報告書について、細則に照らし審査のうえ、富山県手をつなぐ育成会より、保護していただいた方に保護手当を支給いたします。(振込となります)。

審査によって支給対象日数が決定します。予算内で交付します。

- ・ 保護手当は 1日につき 6,160円 お支払いいたします。
- ・ 1日とは 5時間以上 とします。(※5時間以上、預かっていた場合から対象。)
- ・ 1会員が年度内に利用できる上限は 合計3日間まで とします。(※2019年度より、最大利用可能日数が変わりました。)
- ・ 報告書には、理由を証明できる書類等を必ず添付してください。



この保護手当は、富山県育成会員の会費と、富山県補助金をもとに支給されます。「互いに支え合う互助の事業」であることを、ご理解の上、ご利用ください。

★富山県手をつなぐ育成会員には、細則、申請・報告用紙(記載見本含む)を、後日別途お渡しいたします。報告書の提出期限や、添付書類等がございますので、ご確認ください。

詳細につきましては、**富山県手をつなぐ育成会** までお問合せください。

< 電話 076-441-7161 >